

「公文書管理と公文書館制度」市町職員・県職員対象講演会報告

平成 22 年 7 月 1 日(木)、三重県男女共同参画センター(三重県総合文化センター)において、「公文書管理と公文書館制度」についての講演会を開催しました。

この講演会は、地方公共団体において円滑な公文書管理と歴史資料として重要な公文書の適切な保存・利用を図るために、市町職員及び県職員を対象に実施したものです。市町職員及び県職員等、約 50 名が参加しました。

国立公文書館公文書専門官の梅原康嗣氏に「これからの公文書管理と公文書館制度 - 公文書管理法と地方公共団体に求められるもの - 」というテーマで講演いただきました。

講演会では、21 年 7 月に公布された公文書管理法についての概説とポイントの説明の後、これからの公文書管理と公文書館制度について説明がありました。また、公文書管理に求められる 3 つの視点(行政事務遂行のための文書管理、情報公開等の円滑な運用のための文書管理、歴史的資料等を適切に保存するための文書管理)や地方公共団体の責務が記されている 4 つの法律(公文書館法、情報公開法、個人情報保護法および公文書管理法)を説明しながら、公文書館機能の整備には、川上からの流れをつくることが必要で、文書管理の整備の結果として公文書館機能の整備を位置づけてはどうかとの私案が示されました。最後に、市町村を含めて全国の公文書館機能の整備状況の報告や県内の市町の文書管理規程についての分析をいただきました。なお、講演会終了後、公文書の管理や保存等を巡る諸問題に関し、講師と出席者との意見交換を行いました。

